



立監第 216 号
令和6年6月27日

立川市長
酒 井 大 史 様

立川市監査委員	村 木	良 造
同	土 谷	伸 明
同	門 倉	正 子

令和6年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により監査委員に通知するものとする。

令和 6 年度第 1 回定期監査結果報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査。

2 監査の対象

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの公営競技事業部による事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- (1) 予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか。
- (2) 現金、郵券等の管理は、適正に行われているか。
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか。
- (4) 財務及び事務事業に関する事項。
- (5) 監査結果の措置状況。

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか。
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか。
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか。
- (エ) 要綱と様式等は一致しているか。

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から同年 6 月 27 日まで。

第2 監査の結果

事務の執行等は、提出された資料を監査した限りにおいて、適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。

このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

なお、以下3点の指摘事項については3カ月以内に報告を求める。

1 歳入予算の執行状況について(指摘事項)

調定票及び関係書類について調査したところ、監査した限りにおいて適正に処理されていたが、決裁書類において決裁区分が丙となっているにも係わらず、部長欄に課長の印があり、丁決裁となっているものがあった。

2 歳出予算の執行状況について(指摘事項)

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 需用費(修繕料・施設)

① 蛍光灯修繕

主管課契約の蛍光灯修繕において、分割発注と誤解を招くような契約があった。今後は誤解を招くような発注について注意されたい。

(2) 委託料

① 立川競輪場空調環境測定委託

立川競輪場空調環境測定委託において、令和5年4月から9月分について確認を怠り、誤払いとして歳出戻入を行った。

3 注意事項

次のことを注意事項とし、改善を求めます。

- (1) 委託の完了報告書等において、課長印が押印されていないものがあること。
- (2) 品質管理チェックリストにおいて、チェック欄に何も記載がない状態で決裁されているものがあること。
- (3) 備品調書及び備品を抽出して検査したところ、「非活用」なもの、「廃棄」の手続きを行っていないものがあること。

以上